

後発医薬品の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用促進の方針に従い、一般名での院外処方せん交付に積極的に取り組んでいます。

一般名処方とは医師が薬の商品名を指定せず、一般的な有効成分で処方することを指します。

これにより先発医薬品・後発医薬品の区別なく有効成分が同一であれば患者様に院外調剤薬局にて自由に選択いただけます。

当病院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

医療法人 あさひ会
金子病院